

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、航空自衛隊の航空宇宙自衛隊への改編その他の自衛隊の組織の改編を行うとともに、防衛副大臣の定数を一名増加するほか、若年定年により退職する自衛官に対する再就職の援助の拡充、若年定年退職者給付金の支給水準の引上げ等の自衛官の人材確保のための制度の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数を改める。
- 二、航空自衛隊を航空宇宙自衛隊へ改編するとともに、宇宙作戦集団を新編する。
- 三、陸上自衛隊の第十五旅団を第十五師団へ改編する。
- 四、若年定年により退職する自衛官が年齢六十五年に達するまでの間は、引き続き、防衛省が再就職の援助を行うことができることとする。
- 五、防衛副大臣の定数を一名増加し、二名とする。
- 六、若年定年退職者給付金の支給水準の引上げ等の措置を講ずる。

七、本法律は、令和九年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定める。